

## 地 域 再 生 計 画

### 1. 地域再生計画の名称

はつらつ新都・農山村地域再生計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県、佐賀県三養基郡みやき町

### 3. 地域再生計画の区域

佐賀県鳥栖市の区域の一部（牛原地区）及び佐賀県三養基郡みやき町の全域

### 4. 地域再生計画の目標

鳥栖市及びみやき町は佐賀県東部に位置し、北には緑豊かな九千部の山々があり、南は満々と水をたたえる筑後川が流れ、その間にはなだらかな丘陵地帯が広がっている。鳥栖市は人口 67,794 人（平成 21 年 12 月末現在）、面積 71.73km<sup>2</sup>で、このうち森林面積は 2,355ha と全体の 33%を占めている。みやき町は人口 26,653 人（同）、面積 51.89km<sup>2</sup>で、このうち森林面積は 908ha と全体の 17%を占めており、両市町とも経済林や山地災害防止機能として活用されている。計画の対象となる区域は自然環境と都市機能が共生する豊かな地域であり、林業振興や地球温暖化対策はもとより、快適な住民生活を形成するため、水源のかん養や土砂災害の防止、野生鳥獣の生育の場や人々の心の安らぎの場の提供など、森林がもつ多様な機能を最大限活用しまちづくりを進めてきたところである。

しかし、本地域の山間部においては、到達さえ困難な場所が数多く存在し、森林の多様な機能を持続させるために必要な除伐や間伐などの整備が伸び悩んでいる状況である。また、山間部と都市部をつなぐ道路ネットワークの構築が急務となっている。伐採した木材を佐賀方面、久留米方面に運搬する主要道が一部市街を通ることから、渋滞の要因となっており、大型車輛等がその区間を避け生活道路へ流入することで、住民の安全な生活環境が脅かされている。

県と町では、こうした課題を改善するための取り組みとして、基幹林道である九千部山横断線を核とした既設林道等との効率的な道路網を構築し、奥地森林地帯の森林整備、地域林業を振興するための基盤整備を行うとともに、車輛通行の安全性を高め、通学路の安全確保や地域住民の生活環境の向上を図る。また、佐賀県で選定した「環境林（水源のかん養など、森林の多面的機能が高いにも関わらず、荒廃の恐れのある森林を 10 箇所選定）」のうち、計画の対象区域内にある 2 箇所の環境林において間伐や植栽等を県民協働で実施し、県全体で林業・林産業の活性化に取り組むことで農山村地域の再生を目指す。

さらに、基幹林道や町道整備が進むことで、九州自然歩道、鳥栖市民の森、御手洗の滝、勝尾城筑紫氏遺跡群及び綾部神社などの観光資源を結ぶ交通の利便性が高まることから、

みやき町のまちづくりの基本理念である「話！和！輪！ はつらつのびる交流新都」の実現にも寄与するものとする。

(目標1) 林道の振興と森林整備の促進

林道の利用区域 (1,289ha→1,305ha) 16ha 増

森林施業可能区域 ( 291ha→ 295ha) 4 ha 増

(目標2) 道路整備による安全安心な移動空間の改善率向上

安心安全改善率 =  $\Sigma$  (改良対策済延長) /  $\Sigma$  (路線総延長)

・町道姫方原古賀線 (32%→69%)

・町道原古賀田島線 (34%→64%)

・町道舞郷荒巻線 ( 1%→27%)

・町道板部江口線 ( 7%→32%)

(目標3) 道路整備による沿線住民の生活環境の改善

・町道千栗宮前線 振動レベル (57.5 d B→50 d B) 13%減少

・町道西分田島線 振動レベル (56.2 d B→50 d B) 12.4%減少

## 5. 目標を達成するために行う事業

### (5-1) 全体の概要

九千部山横断線の早期開通に努めることで地区間の連絡道路としての機能を高め、林業作業の効率化、木材の安定供給、良質材の確保に必要な間伐等の森林施業、及びその他必要な森林整備を促進し、森林の総合的な活用を図る。

また、町道姫方原古賀線、町道原古賀田島線、町道舞郷荒巻線、町道板部江口線の一部区間において道路整備を促進することにより、通学路の安全確保を図る。また、町道千栗宮前線、町道西分田島線では路面舗装を実施し通行の安全性を高め、一般車両や林産物の運搬経路として活用する一方、沿線住民が利用する地域の基幹道路として生活環境の向上につながる。

### (5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・林道；森林法による佐賀県東部地域森林計画（平成18年樹立）に路線を記載。
- ・町道；すべての路線が道路法に規定する町道に平成19年3月12日に認定済み。

#### 【施設の種類（事業区域）、事業主体】

- ・林道（鳥栖市） 佐賀県
- ・町道（みやき町） みやき町

#### 【事業期間】

- ・林道（平成22～26年度）、町道（平成22～26年度）

【整備量及び事業費】

- ・林道 1.0km、町道 5.0km

【事業費】

- ・総事業費 1,167,000 千円（うち交付金 583,500 千円）  
（内訳）林道 657,000 千円（うち交付金 328,500 千円）  
町道 510,000 千円（うち交付金 255,000 千円）

（5－3）その他の事業

地域再生法による道整備交付金を活用するほか、「はつらつ新都・農山村地域再生計画」を達成するため、県や地域住民が事業主体となり、県民協働により荒廃した森林の間伐や広葉樹の植栽等を実施し、森林のもつ公益的機能の向上を図るとともに、美しい自然環境や自然環境教育の場としての提供など、下記地区を総合的かつ一体的に整備するものとする。また、町道整備とともに県道整備を行い、歩道の設置や交差点改良による車輛通行の安全性の向上により、通学路の安全確保、地域住民の生活環境の向上を図る。

- ・河内ダム周辺環境林整備、寒水川周辺環境林整備
- ・交通安全施設等整備事業 みやき町東尾地区

6. 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

林道の振興と森林整備の促進については、計画終了後、森林施業可能区域の拡大について佐賀県公共事業評価監視委員会において達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

道路整備による安全安心な移動空間の改善率は、計画終了後、みやき町において達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととし、また、道路整備による沿線住民の生活環境の改善については、計画終了後、当該路線の事前調査（道路交通振動測定）と同等の調査を行い、目標値である振動レベル（測定値）の達成状況の評価し、生活環境の改善すべき事項がある場合はその検討を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。